

(三) 高齢者、障害者等が利用しやすい建築物の整備に関する条例 (平成十五年東京都条例第百五十五号) 新旧対照表 (抄)

改正案	現行
<p>第一条から第十一条まで (現行のとおり)</p> <p>(ホテル又は旅館)</p> <p>第十一条の二 (現行のとおり)</p> <p>2 (現行のとおり)</p> <p>1 (現行のとおり)</p> <p>11 一般客室内の一以上の便所及び一以上の浴室等の出入口の幅は、七十五センチメートル以上(一般客室の床面積(和室部分及び同一客室内に複数の階がある場合における当該一般客室の出入口のある階の部分以外の部分の床面積を除く。第四号において同じ。)が十五平方メートル未満の場合にあつては、七十センチメートル以上)とすること。</p> <p>12 第一号の規定に該当する便所及び浴室等の出入口に接する通路その他これに類するもの(当該出入口に接して脱衣室、洗面所その他これらに類する場所が設けられている場合にあつては、当該出入口を除く当該場所の一以上の出入口及びこれに接する通路その他これに類するもの)の幅は、百センチメートル以上(一般客室の床面積が十五平方メートル未満の場合にあつては、八十センチメートル以上)とすること。</p> <p>(削除)</p>	<p>第一条から第十一条まで (略)</p> <p>(ホテル又は旅館)</p> <p>第十一条の二 (略)</p> <p>2 (略)</p> <p>1 (略)</p> <p>11 一般客室内の一以上の便所及び一以上の浴室等の出入口の幅は、七十センチメートル以上とすること。</p> <p>12 (略)</p> <p>(新設)</p> <p>3 建築主等は、前項第二号の規定にかかわらず、ホテル又は旅館の建築をしようとするときは、一般客室内の一以上の便所及び一以上の浴室等の出入口の幅を七十五センチメートル以上とするよう努めなければならない。</p>

(削除)

3| 及び 4| (現行のとおり)

第十二条から第十四条まで (現行のとおり)

別表第一から別表第三まで (現行のとおり)

4| 知事は、一般客室内の一以上の便所及び一以上の浴室等の出入口の幅  
が七十五センチメートル以上となるよう、必要な施策の推進に努めな  
ければならない。

5| 及び 6| (略)

第十二条から第十四条まで (略)

別表第一から別表第三まで (略)